

00029

鳥取縣公報

昭和十六年九月二日
第千二百六十四號

火曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣 令

◇鳥取縣令第四十三號

昭和十年十二月二十日縣令第四十八號賣藥部外品免許其ノ他ノ手数料徵收規程中左ノ通改正ス

昭和十六年九月二日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

第一條中

- 一 「產婆試驗手数料 金貳圓」トアルヲ「保健婦並產婆試驗手数料 金貳圓」ニ
- 一 「看護婦(看護婦規則ノ准用ヲ受クル者ヲ含ム) 免許手数料 金五拾錢」トアルヲ「保健婦並看護婦(看護婦規則ノ准用ヲ受クル者ヲ含ム) 免許手数料 金五拾錢」ニ
- 一 「看護婦(看護婦規則ノ准用ヲ受クル者ヲ含ム) 免狀再渡手数料 金貳拾錢」トアルヲ「保健婦並看護婦(看護婦規則ノ准用ヲ受クル者ヲ含ム) 免狀再渡手数料 金貳拾錢」ニ

改ム
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年九月二日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一

00042

第十八款	中小河川改良事業費本 年度支出額	四〇、〇〇〇	第三款	繰入	金	三、七五〇
第二項	小松谷川改良事業費本 年度支出額	四〇、〇〇〇	第一項	繰越	金	三、七五〇
第二十七款	森林治水事業費	三、一五〇	歳入	合計	金	三、七五〇
第四項	民有林計畫施業獎勵費	三、一五〇	歳出	合計	金	三、七五〇
第三十四款	事業變費	六九、七二一	第一款	獎勵	金	四五〇
第三項	教育費	八、八〇〇	第一項	獎勵	金	四五〇
第四項	勸業費	六〇、九二一	第五款	運	金	三、三〇〇
第五十四款	雜出	一四、三〇四	第一項	一般會計運用	金	三、三〇〇
第一項	過年度追拂	一、六九五	歳出	合計	金	三、七五〇
第二項	過年度過納下戻金	一五四	昭和十六年度特別會計小學校教員 加俸資金歳入歳出追加豫算			
第三項	過年度返納金	一二、四五五				
第五十七款	米穀増産施設耕地事業費	五、八九四	第一款	國庫補助	金	三三、〇五二
第一項	米穀増産施設耕地事業費	五、八九四	第一項	小學校教員費國庫補助	金	三三、〇五二
第五十八款	臨時桑園開田耕地事業費	八七四	歳入	合計	金	三三、〇五二
第一項	臨時桑園開田耕地事業費	八七四	第一款	小學校教員加俸	金	三三、〇五二
歳出	臨時部計	二九二、〇六七	第一項	小學校教員加俸	金	三三、〇五二
歳出	合計	四四一、五八五	歳出	合計	金	三三、〇五二
昭和十六年度特別會計教育資金 歳入歳出追加豫算						

00043

鳥取縣告示第七百六號

産婆登録名簿訂正者左ノ如シ
昭和十六年九月二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
住所 鳥取縣八頭郡智頭町大字大呂三二四番地
昭和十六年八月二十三日住所變更ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ
昭和十六年八月二十五日訂正
平 尾 美 世 枝

鳥取縣告示第七百七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
昭和十六年九月二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 東亞特種耐久防水紙加工組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	規	格	單位	生産者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
漁夫用前掛特大	長サ 三尺三寸 巾 二尺六寸五分	一枚ノ重量	一枚	一、九八	二、一八	二、六二
同 大	長サ 三尺三寸 巾 二尺一寸五分		同	一、五九	一、七五	二、一〇
農夫用合羽	長サ 三尺五寸 巾 四尺六寸		同	五、四四	五、九八	七、一八
農漁夫用代用	長サ 三尺三寸 巾 三尺七寸五分		同	三、六二	三、九八	四、七八
大人用防水耐マント	長サ 三尺六寸 巾 一丈一尺		同	四、八二	五、三〇	六、三六
漁夫専用合羽	長サ 三尺八寸 巾 三尺九寸		同	七、〇九	七、八〇	九、三六
繰糸用前掛	長サ 二尺 巾 一尺七寸		同	三、七一	、七八	、九四
小供用防水耐マント	長サ 二尺 巾 一尺七寸		同	一、三〇	、三五	三、六六
同	長サ 二尺二寸 巾 一尺二寸		同	一、五〇	、二二	三、八五
同	長サ 二尺四寸 巾 一尺二寸五分		同	一、六〇	、〇七	三、三〇
同	長サ 二尺六寸 巾 一尺二寸五分		同	一、七〇	、二二	三、五四
同	長サ 二尺八寸 巾 一尺二寸五分		同	一、八〇	、三七	三、七一

00045

品名	規	格	單位	生産者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
國策型初駕帶	長サ 十二尺 巾 九寸 (鯨尺)		一本	一、四五	一、六〇	一、九二
貯繭用袋	長サ 四尺一寸 巾 二尺一寸 (鯨尺)		一枚	一、五二	一、六七	二、〇〇

一 本表各製品ノ使用原紙ハ手漉仙貨紙一號品(昭和十六年二月商工省告示第百五十三號ニ定ムルモノ)中ニ混紡糸網ヲ漉込ミタルモノ(貯繭用繭袋ヲ除ク)ニシテ布付キノモノノ價格トス但シ貯繭用繭袋ハ手漉仙貨紙一號品ヲ使用スルモノトシ國策型帶芯ハ使用原料栝或ハ桑皮七〇%以上殘餘ハ半生漉截落(昭和十六年三月商工省告示第百三十四號ニ定ムルモノ)ヲ使用シタルモノノ價格トス

二 本表製品ト同一品質ノモノニシテ規格ニ滿タザルモノハ本表價格ノ一割下ゲトス

三 生産者最高販賣價格ハ生産者所在市町村ノ買主へ販賣スル場合ハ買主店先渡價格トシ其他へ販賣スル場合ハ賣主最寄驛貨車乘渡價格トス

四 卸賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トシ荷造包裝費ヲ含ムモノトス

五 小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年九月二日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

00046

鳥取縣告示第七百八號

東伯郡畜産組合米子市畜産組合ニ對シ左ノ通淀江臨時家畜市場開設ノ件九月二日付許可セリ

昭和十六年九月二日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

- 一 市場ノ名稱 淀江臨時家畜市場
- 二 位 置 西伯郡淀江町大字淀江字新地畑
- 三 開設者氏名 東伯郡畜産組合 米子市畜産組合 西伯郡畜産組合
- 四 開設ノ日時 昭和十六年九月二十二日 一日間
- 五 取扱家畜ノ種類 駒
- 六 家畜ノ賣買交換禁止區域 東伯郡 一圓
- 七 家畜ノ賣買交換禁止期間 市場開催日及其開催日ノ前日

00047

彙 報

經濟事犯を絶滅せよ

違反處罰は強化された

縣民自覺の徹底を望む

(經濟警察課)

經濟警察の制度が實施せられて、經濟統制實施に對する指導並に違反の防止、取締り等の任に當つてから既に三年の歳月が流れた。

この三年の間に於て、始めのうちはそれが新しい施設である爲にいろ／＼不徹底なこともあつたのであるが、最近では一般によく普及されて關係業者の理解も徹底し、大體軌道に乗つて來たやうである。業者としても統制に入つて仕事に堅實になり、眞面目に働きさへすれば飛んだ大儲けこそなければ必ず一定の収入はあつて、缺損とか恐慌といったやうな心配もなくなり、投機的なことが無くなると共に勤儉力行の美風も養へて一舉兩得である。／＼といふ風な考へも次第に増加しつゝあることはまことに喜ばし

い。しかし他の一面にはまだ儲け一點ばりの古い考へから脱し切れないで、儲けるためには手段方法を選ばない、自分さへ儲ければ人はどうでもよいといふやうな考への者も尙あとを絶たないことは遺憾である。

そも／＼我が經濟界は事變の進むと共に統制が次第に強化されて來たのであるが、とかく戰爭にはつきもの、物價騰貴や物資不足の傾向をねらつて、營利に餘念のない一部の者の間には、統制の裏を潜る闇取引其の他の統制違反が行はれるに至つた。しかしかゝる經濟事犯は戰時下の經濟界を攪亂して、國家の目的達成に非常な害毒を與へることはいふまでもないことであつて、少し賣れ行きがよくて儲のありやうなものを見つけると公定價格等を無視して之を手に入れ、これをひそかにいろ／＼な方面に賣却して自分一人が多額の利益を貪ると云ふやうなことになる、市場にあるものも自然と闇に引き入れられて普通の正當な商法ではその品物は買へなくなつてしまひ、戰時下大切な生産擴充はもとより、一般國民の生活にも非常な障害を及ぼすに至るのである。

00048

當局としてはこの恐るべき閣取引等の統制違反を未前に防止する爲に、統制の趣旨や内容の理解によつて國民の協力を得るやう種々の手段を講ずると共に、一面違反であることを知りながら私益の爲にこれを犯すやうな者に對しては、斷乎としてその檢擧を勵行して來てゐるのであるが、其の後この惡質な違反者が跡を絶たぬばかりか、中にはやり方が追々巧妙複雑になつて、その數も年と共に増加する傾向にあつたのである。

然るに最近に於けるこの種の統制違反の傾向について見ると、その原因や動機に於て、物資不足や配給機構の不備からやむを得ず行はれたといふやうなものよりも、寧ろ大部分は國民の戰時經濟に對する認識の不足、及び經濟事犯に對する刑罰が比較的輕い爲であると思はれる點も多かつたので、今春これらに對する罰金ある程度引上げられたことは既に衆知の通りである。

いま簡単にその改正の要點を記すと、國家總動員法に基いて物資や物價の統制を行ふ爲に出された命令、例へば價格等統制令の違反等に對しては、従來は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金であつたのを、十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に引上げられ、又輸出入品等臨時措置法に於ても従來一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金となつてゐたのが七年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處せられることになり、總動員法及び臨時措置法による

ものいづれも犯罪の情狀によつては體刑罰金刑の兩方を一度に課し得ることとなつたのである。

次に刑法の改正によつて、これらの統制違反等によつて不法に儲けたものの没收や追徴が出来ることとなつたのであるが、これによつて従來あつたやうな、五千圓の罰金を納めてもなほ閣取引の儲けが残るといつたやうな都合なことは絶滅するわけである。

なほ右刑法改正によつて、戰時天災其の他の事變に際し、暴利を得ることを目的として、金融界を攪亂したり生産や配給を阻害したり、又はその他の方法によつて國民經濟の運行を著しく阻害する虞のある行爲をしたものは無期又は一年以上の懲役に處せられ、情狀の悪いものには尙その上に十萬圓以下の罰金をも課することが出来るやうになつてゐる。

經濟事犯は他の一般犯罪にも増して非難さるべきものである。即ちたとへば閣取引が行はれることは、他の眞面目な業者や一般國民を苦めるばかりでなく、國家にまで大損害を與へて延いては戰時經濟の遂行を阻害し、聖戰目的の完遂をも妨害する非國民的行爲である。

當局に於てはさきにもいふ如く國民がよくその意味を諒解納得して、かゝる非國民的行爲の絶滅することを期し、尙違反する者

00049

に對しては徹底的にこれを糾弾して居るのであるが、縣民各位に於ても經濟統制の趣旨をよく理解して互に不自由を忍び、力を盡せて國策の遂行に寄與しなければならぬのである。

今や經濟統制は全面的に強化されて、國民の日常生活は相當窮屈になつたのではあるが、歐洲交戰國の現狀に較べるとまだ餘裕のあるものである。世界に誇る強烈な愛國心を有する我が國民がこれ位の統制に負けるやうでは、萬邦無比の皇國を築き上げて吾々に傳へた先祖に對して申しわけなく、又砲煙彈雨の中に死を賭して活躍しつゝある第一線の同胞に對してもまことに相濟まぬ次第である。

かゝる重大な時局に當つて、國民の一人と雖も眼前の利害の爲に國家の統制を紊し、法を犯して國の大事を忘れるやうな者があれば、それこそ銃後一億の團結を害する憎むべき行爲といはねばならない。

この際縣民はよく現下の非常時局を認識して法令の示す所を守り、各自の持場に最善を盡し、所謂職域奉公に努めて互に勵まし合ひ戒しめ合つて統制違反の絶滅を圖り、高度國防國家の經濟が立派に遂行出来るやう更に一段の努力と覺悟を新にしなければならぬのである。

春植馬鈴薯 豫想收穫高

作付面積 五百七十七町步餘

豫想收穫高 百五十萬貫餘

(統計課)

時局の進展と共に食糧増産の要益々緊切なる折柄、本縣では各種主要農産物の増産について官民心を一にし力を盡して懸命の努力を拂つてゐるのであるが、本年八月一日現在を以て調査した本縣春植馬鈴薯は作付面積五百七十七町二段步、豫想收穫高一百五十萬三千三百九十貫であつて、之を前年の春植及び秋植を合した馬鈴薯の作付面積五百四十六町五段に較べると三十町七段(五分六厘)の増加であり、前年の同實收穫高百四十萬一千五百二十貫に較べると十萬二千三百三十八貫(七分三厘)の増加となつてゐる。(なほ本縣では従來秋植にかゝるものは僅少である。)

蓋し本年の春植馬鈴薯の作況は、植付以來氣候が概ね適順であつて稍々良好な生育を遂げたのであつたが、收穫期に當つて降雨が久しく續いた爲多少病蟲害の發生を見、又腐敗したのもあつたのであるが、作付面積の増加等によつて右のやうに増収を見る

00050

べき豫想に至つたことは國家の爲慶賀にたえぬ次第である。
今この豫想收穫高を縣下郡市別に示せば次の通りである。

郡市別	作付面積	豫想收穫高	増減 (△印減)	
			前年春植及秋植フ合シタル面積ニ比シ	前年春植及秋植フ合シタル實收高ニ比シ
鳥取市	一五	三〇、八〇〇	△	△
米子市	二七三	二六、〇〇〇	△	△
岩美郡	九七七	三〇、〇〇〇	△	△
八頭郡	一七二四	四〇、九〇〇	△	△
氣高郡	九七七	二七、五〇〇	△	△
東伯郡	七九七	一八、〇〇〇	△	△
西伯郡	五二	一八、〇〇〇	△	△
日野郡	三三	六、五〇〇	△	△
計	五、七二	一五〇、〇〇〇	△	△

捨身で國防
親身で援護

昭和十六年九月二日印刷
昭和十六年九月二日發行

文部省紹介レコード

(社會教育課)

- △國 恵の踊り 幸
西川好次郎作詞 徳山鍾他三名演奏
村井恒雄作曲 岡崎淑郎作詞 勝太郎他四名演奏
岡山晋平作曲 中山晋平作曲
- △潜水艦の歌
米山忠雄作詞 越智孝次郎作曲 越智孝次郎作曲 東海林太郎演奏
竹野秋人作詞 飯田景應作曲 山口孝次郎作曲 倉若晴生作曲 關種子他一名 上原敏他二名演奏
飯田景應作曲 山口孝次郎作曲 倉若晴生作曲 編曲
- △納税奉公の歌
梅田健作詞 古關裕而作曲 藤山一郎演奏
片面 コロンビア A 六九三
- △海のリズム
青海空高く 深海善次作曲 輕音樂團演奏
一枚 ビクタ A 四二二
- △婦人報國歌
嫁ぐ日近く 岡部伸平作詞 高城しのぶ演奏
佐藤ニイ子竹部フミヨ作曲 南平たか作詞 高城しのぶ演奏
一枚 J O 一三三 一三三 一四三

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
支所 鳥取縣鳥取市東町